13　一般送配電事業者は、第四項に規定する特定変動可変費と前項の規定により算定した託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第三条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入及びこの項又は第二十六条の三第十三項（第三十一条の二の規定により準用する場合を含む。）の規定により算定した当該原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入の変動分を整理し、様式第十三により特定変動可変費と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならない。

第三十一条の二　第二十六条の三の規定は、法第十八条第四項の規定により託送供給等約款で設定した料金を第二十六条の三第一項各号に掲げる変動額を基に引き下げようとする一般送配電事業者が、変更しようとする託送供給等約款で設定する料金を算定する場合に準用する。

様式第８の２（第26条の３関係）

［略］

様式第８の３（第26条の３関係）

［略］

様式第８の４（第26条の３関係）

［略］

様式第８の５（第26条の３関係）

［略］

様式第８の６（第26条の３関係）

［略］

13　一般送配電事業者は、第四項に規定する特定変動可変費と前項の規定により算定した託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第三条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入及びこの項又は第二十六条の二第十三項（第三十一条の二の規定により準用する場合を含む。）の規定により算定した当該原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入の変動分を整理し、様式第十三により特定変動可変費と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならない。

第三十一条の二　第二十六条の二の規定は、法第十八条第四項の規定により託送供給等約款で設定した料金を第二十六条の二第一項各号に掲げる変動額を基に引き下げようとする一般送配電事業者が、変更しようとする託送供給等約款で設定する料金を算定する場合に準用する。

様式第８の２（第26条の２関係）

［略］

様式第８の３（第26条の２関係）

［略］

様式第８の４（第26条の２関係）

［略］

様式第８の５（第26条の２関係）

［略］

様式第８の６（第26条の２関係）

［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、令和二年六月一日から施行する。